

提供区域を3時間以内で送達することが適切であることの
確認のための資料の作成について

3時間以内配達サービスの提供区域を設定

提供区域のうち信書便物に用いる経路のうち、道路交通法令の規定を遵守して信書便物の送達に用いる送達手段で当該経路を移動した場合に通常要する時間が最も長い一の経路(=最長時間経路)を選定

最長時間経路の使用経路がわかる程度の縮尺の地図に、提供区域及び最長時間経路を記載

最長時間経路の距離並びに使用する道路名、始点、終点及び経由点の交差点名を、別添様式に記載(経由点の交差点名の部分においては、右に行くのか、左に行くのかを(右)、(左)の別で記載)

選定した最長時間経路が適切なものかどうかの確認を受けるため、及び で作成した資料を提出

選定した最長時間経路が適切なものであるとの連絡があったら、最長時間経路の移動時間を実測し、別添様式に記載(実測は、晴天及び雨天の両日について、平日の朝及び夕方の混雑時間帯と平日の昼間の時間帯で実施)

引受け及び区分に要する時間(=引受等所要時間)を別添様式に記載(複数箇所での引受けを行う場合は、引受箇所が多くなり過ぎないように注意)

移動実測時間及び引受等所要時間の合計が3時間以内に収まっているか、全ての区間が制限速度を守ったものかを確認のうえ、申請書とともに別添様式を提出